

令和6年12月2日からの保険証廃止に伴う 食品国保への手続きに関するお知らせ

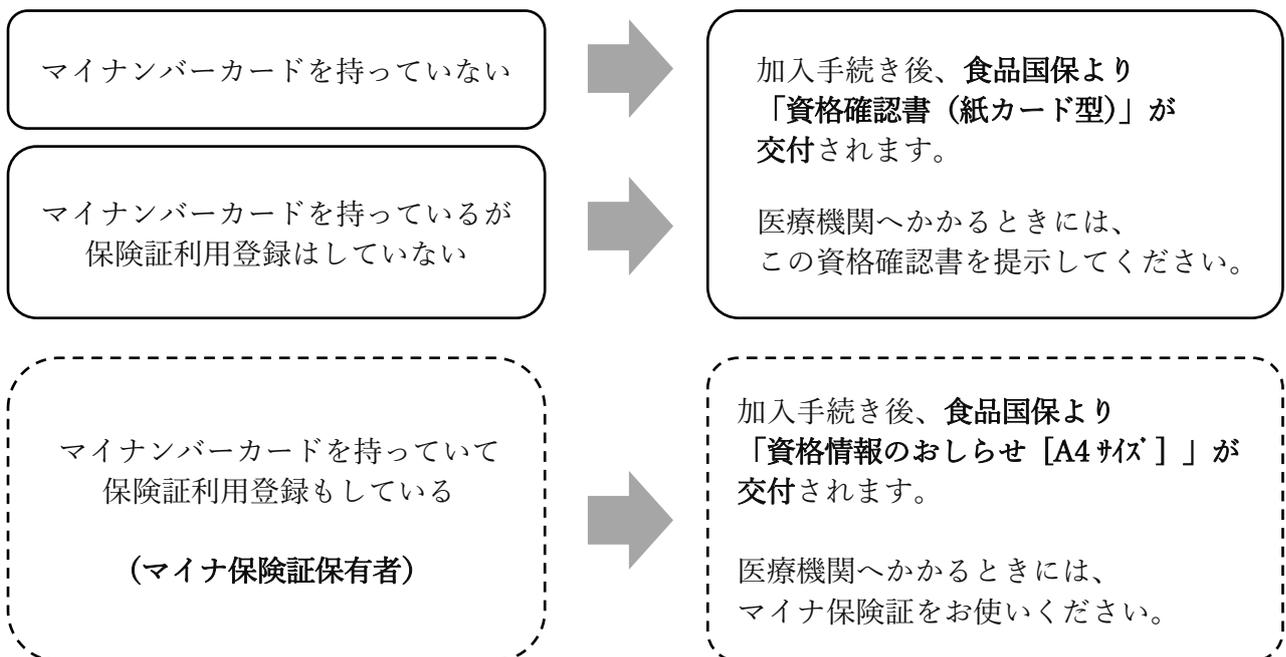
本年12月2日から、現行の保険証は新たに発行されなくなります。それに伴い、届出・証交付に関して以下のとおり変更がありますのでお知らせします。

なお、12月1日時点でお手元にある保険証は、12月2日以降も有効期限までは使用可能です。有効期限前に、誤って処分することの無いよう、十分ご注意ください。(12月2日以降は、現行保険証の再交付もできなくなります。)

また、これらの変更に伴い各届出・申請書も様式が変わります。新様式の届出・申請書が事前に必要でしたら郵送いたしますので、食品国保へご連絡ください。(TEL: 253-4533)

事業主組合員／従業員組合員／家族等 新規資格取得（加入）手続きについて

- ・加入する者が「マイナンバーカードを持っているか」「マイナンバーカードの保険証利用登録を行っているか」について事前に必ず確認してください。ご家族の加入についても同様に確認が必要です。(12月2日以降、届出に記入が必要となります。)
- ・12月2日以降の加入手続きでは、現行の保険証は新たに交付されません。手続き時に有効なマイナ保険証を保有していない方については、食品国保より「資格確認書（紙カード型）」が交付されます。(下図のとおり)



資格喪失（脱退）手続き・変更手続きについては裏面をご覧ください

事業主組合員／従業員組合員／家族等

資格喪失（脱退）手続きについて

・届出書類提出と併せて「保険証」「資格確認書」の返納が必要です。
（何らかの事情により返納ができない場合には、食品国保へご連絡ください。）

・食品国保から「資格情報のお知らせ（A4 サイズ）」を交付されている方については、届出書類および必要な添付書類の提出のみで構いません。「資格情報のお知らせ（A4 サイズ）」は返納不要です。

事業主組合員／従業員組合員／家族等

住所など保険証の表示内容に変更が生じた際の手続きについて

・届出書類提出と併せて変更前の「保険証」「資格確認書」の返納が必要です。
（何らかの事情により返納ができない場合には、食品国保へご連絡ください。）

・食品国保から「資格情報のお知らせ（A4 サイズ）」を交付されている方については、届出書類および必要な添付書類の提出のみで構いません。「資格情報のお知らせ（A4 サイズ）」は返納不要です。

・変更時、有効なマイナ保険証を保有していない方については、食品国保より「資格確認書（紙カード型）」が交付されます。（加入手続きの場合と同様です。）

・マイナ保険証を保有している方であっても、住所・氏名などに変更が生じたときには、これまでどおり食品国保への届出が必要です。必要書類を揃えて、速やかに食品国保へ届け出てください。

（住所・氏名変更については、役所での手続き完了後に食品国保へ届け出てください。）

※手続きについてさらに詳しくお知りになりたい方は、当組合のホームページをご覧くださいか、お電話にてお問い合わせください。

静岡市食品国民健康保険組合

静岡市葵区常磐町1丁目4-11 杉徳ビル5階

TEL：054-253-4533（平日8：30～17：00）

※土日祝休

<https://www.shizushoku-kokuho.or.jp>



（スマホの方はこちらから）